

互助組合
(082)228-1386

「退職医療制度」の御案内

退職を予定されている皆さまに、互助組合の「退職医療制度」について御案内します。

「退職医療制度」は、退職後の生活をサポートするために、退職医療組合員の相互扶助によって医療費の補助や入院給付、人間ドック費用の助成等の事業を実施する任意加入の終身制度です。ぜひ加入していただき、退職後の生活にお役立てください。



申込期限は、
4月30日です。

加入するには

加 入 資 格	互助組合員で、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人
加 入 申 込 方 法	加入希望者は、退職日の翌日から30日以内に「㊤退職医療組合員申出書」を提出
掛 金 納 入	退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金を加入時に一括納入

事業内容

療 養 補 助 金	医療費総額(保険適用)の2割を70歳に達する年度末まで給付 ※ 1医療機関で1か月の診療に対する限度額63,600円 ※ 自己負担額が保険診療総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付
慶 祝 金	70歳以上の長寿年齢に達した時にお祝い金を給付 70歳1万円, 77歳2万円, 80歳3万円, 88歳5万円, 90歳5万円, 99歳5万円
死 亡 弔 慰 金	組合員が死亡した時、遺族に給付(加入期間に応じて、2万円~20万円)
人 間 ド ッ ク 助 成	1日人間ドック費用のうち、17,000円を助成(県内18健診機関)
入 院 助 成 金	7日間以上入院した時、1日1,000円助成(1年度最高60日分60,000円まで)
研 修 旅 行	国内研修旅行を実施し、費用の一部を助成(令和3年度は中止)
広 報 紙	「互助だより」を全組合員に発行(事業案内、人間ドック募集等)

※ 療養補助金事業以外は終身御利用できます。

これは令和3年度の事業内容です。今年度、利用状況や収支状況により変更することがあります。

<基準掛金>

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		

※ 退会時に互助組合から支給される退会給付金を基準掛金に充当します。